**令和5年度　嬉野市スポーツフューチャーセンターによる女性が輝くまちづくり推進事業**

**業務委託仕様書**

**１．目的**

　嬉野市では、令和3年度から実施している女性が輝くまちづくり事業の「HAPPY TOGETHER PROJECT」をさらに推し進め、女性の人口減少の抑制のため、女性が住みたい・女性から選ばれるまちを目指し、積極的に女性目線をまちづくりのあらゆる場面に取り入れるための手法として「フューチャーセンター」を採用し、令和4年度に基本構想を策定した。嬉野市のフューチャーセンターでは、スポーツの持つ力を取り入れスポーツフューチャーセンターとすることで、スポーツの持つ『にぎわい』『熱狂』『つながり』『助け合い』などの力を通じて発現される情報拡散効果や人と人とを繋げる効果などを使い、あらゆるステークホルダーが一堂に会し未来志向の対話によるアイディア創出の場を設定する。このスポーツフューチャーセンターの仕組みを活用することで生み出されるアイディアを実現することを目的として、制度設計や社会実験の段階においても、行政だけに留まらず産官学一体となった事業展開とするために、民間の知見を活用した業務支援を委託するもの。

**２．業務名**

令和5年度　嬉野市スポーツフューチャーセンターによる女性が輝くまちづくり推進事業　業務委託

**３．履行期間**

契約締結日から令和6年 3 月 31 日まで

**４．実施場所**

嬉野市内ほか

**５．業務内容**

　　　本委託業務における業務内容は次のとおりとする。

なお、受託者は業務の目的を十分理解し令和4年度策定の基本構想に基づき、女性が輝くまちづくり要素とスポーツフューチャーセンターとしての民と官との共創プラットフォームの設置を前提に、目的に沿った施策の立案や業務実施の支援等を、発注者の意見を尊重しながら取り組むものとする。

（１）基本構想に基づく事業実施

　ア　先進事例調査及び分析

　イ　ニーズ調査及び分析（アンケート作成等を含む）

　ウ　基本構想の具体化支援（運用マニュアル等の作成）

（２）企画運営支援

　ア　スポーツフューチャーセンター運営支援

　イ　ファシリテーション支援及びファシリテーション人材育成

　ウ　運営スタッフ育成支援

（３）広報・プロモーション

　ア　スポーツフューチャーセンターを軸としたイベント等の実施（3回以上）

　　　※上記にはアスリート等のブッキング業務も含む

　イ　記事・動画・ランディングページ等の作成支援

　ウ　ロゴ等のコミュニケーションツールの作成支援

（４）報告・打合せ

　　　受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、本市との打ち合わせ・報告等を主体的に

行うこと。

**６．成果品の著作権等**

（１）本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、本市に帰属するものとし、その利用

及び再編集は、本市において自由に行うことができるものとする。ただし、受託者は、本市の承諾

を得た場合においては当該著作物の全部又は一部につき、本市以外の顧客のために利用すること

ができる。

（２）本業務の実施による成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納品すること。権利関係の処理に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、市は責任を負わない。

**７．その他の留意事項**

1. 事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。
2. 委託事業の実施にあっては、本市と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る本

市からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。

　（３）本業務委託の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ本市から書面に

よる承諾を得た場合は、この限りではない。

（４）本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上決定する。

（５）本事業において知り得た本市に関する情報は、目的外に使用し、または第三者に開示もしくは

漏洩してはならない。

1. 個人情報の取扱いは、個人情報保護法及び嬉野市個人情報保護条例並びに嬉野市情報セキュリ

ティポリシーを遵守すること。

**８．本業務委託の委託上限額**

　　１０，０００千円（消費税及び地方消費税を含む）

**９．本業務委託の完了報告**

　委託業務完了後、直ちに委託業務概要を業務完了報告書により提出すること。

**１０.本業務委託の委託料支払**

　　　完了払い